

第三十八回国
参議院商工委員会會議録第二十三号

昭和三十六年五月十六日(火曜日)

午後一時五十六分開会

委員の異動

本日委員吉田法晴君辞任につき、その補欠として千葉信君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 亨弘君
理事

委員

川上 為治君
古池 信三君
赤間 文三君
上原 正吉君
山本 利壽君
阿具根 登君
岡 三郎君
近藤 信一君
椿 繁夫君
中田 吉雄君
加藤 正人君

國務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君

政府委員

通商産業省 松尾 金蔵君
通商産業省 佐橋 滋君
通商産業省 重工業局長 佐橋 滋君
事務局側 常任委員 小田橋貞寿君
会専門員 生駒 勇君

説明員

通商産業省通 生駒 勇君
商局振興部長

本日の會議に付した案件

○機械類賦払信用保険臨時措置法案
(内閣提出、衆議院送付)

○經濟の自立と發展に関する調査(輸出品検査問題に関する件)

○委員長(鈴木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は機械類賦払信用保険臨時措置法案について補足説明を聴取した後、輸出品検査問題について調査を行ないます。

最初に、委員の異動について報告いたします。

本日、吉田法晴君が委員を辞任され、その補欠として千葉信君が委員に選任されました。

○委員長(鈴木亨弘君) それでは、まず機械類賦払信用保険臨時措置法案を議題とし、補足説明を聴取することといたします。

○政府委員(佐橋滋君) 機械類賦払信用保険臨時措置法の補足説明をさせていただきます。

お手元に「機械類賦払信用保険制度の概要」という資料と「機械工業振興の方途」と二つの資料をお配りしてあると思いますが、「機械類賦払信用保険制度の概要」という資料について御説明を申し上げたいと思います。

この制度は、主として中小企業向けの設備機械の割賦販売を促進するための信用保険制度であります。目的は法

小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資することを目的としたものであるわけであります。

そこで、まず中小企業の設備近代化にこの法案がどういう役割を果たすかということから御説明申し上げたいと思います。

戦後、耐久消費財を中心として機械の割賦販売は逐年増加してきておりますが、最近生産設備となる機械類につきましても割賦販売が行なわれておるわけであります。

さて、これも年々増加の一途をたどっておりまして、現在、現在割賦販売が行なわれております主要な設備機械は、工作機械、プレス機械、建設機械、織維機械、鍛造機械、印刷製本機械、産業車両機械といったようなものであります。

この設備機械の割賦販売の相手方は主として中小企業でありまして、たとえば工作機械、プレス機械につきましても、従業員五十人以下、資本金五百万円以下というような下請企業がこの制度を利用しておるのであります。

で、これらの下請企業は、従来は中古の機械を需要する層でありましたが、最近では自動車工業、電機工業などの下請部品メーカーでも非常に精度を要求され、しかも安いコストで部品を作ることを要求されておられますので、こういった層におきましても、高精度、高性能の新鋭工作機械あるいはプレスを設置する必要があるに高まってきておるわけであります。

建設機械につきましても、中小の建設業者の機械

化が進みまして、こういった機械を買い入れるようになってきております。

で、今後こういってような設備機械の市場拡大は、こういった中小企業の層にわたって割賦販売を行なうことにより行なわれていくだろう、こういったふうなわれわれは考えておるわけであります。

次に、機械工業振興の見地から申し上げますと、現在機械工業は一体に国際競争力が非常に劣っておると言われておるわけであります。

この国際競争力を強化するためには、現在の多品種少量生産制度を解消しまして、できるだけ専門生産化し、同時に量産化する必要があるわけであります。

従来機械のメーカーは、国内の市場が非常に規模として小さいために、景気変動による需要の狂いといいますが、非常に大きく作用いたしました。

メーカ自体が量産規模を高めるといふことに非常に逡巡しておったわけであります。

が、こういう割賦販売制度を国が保障することによりまして、国内市場を積極的に拡大して、不況時におきましても、ある程度の販売が維持できるという制度を作る必要があるわけであります。

かという問題であります。割賦販売の相手方は中小企業が多いわけでありまして、経営の不安定等の理由によりまして、割賦代金の不払いが起る可能性が多いわけでありまして、これが現在一般的に行なわれております耐久消費財などに比べますと、一台当りの単価も非常に高いものであります。

ものによっては特殊な設計であるものもありまして、販売がきかないという点もまたあります。

い、いわゆる割賦販売による危険というのは、普通の耐久消費財よりもはるかに大きいわけでありまして、そこでこの信用保険制度を創設いたしました。

この危険をカバーすると同時に、設備機械の市場の拡大と安定化をはかりまして、同時に中小企業の設備近代化、合理化に資するというのが本制度のねらいであるわけでありまして。

以下簡単に制度の内容を申し上げますと、この法の二条にありますが、中小企業の設備の近代化に資すると同時に、機械工業の振興に役立つというふうな認定された機械種を選びまして、その機械を生産するメーカーと国が保険契約を締結したわけであります。

現在考えております機械種は三業種でありまして、工作機械、鍛圧機械、建設機械を考慮しております。

次に、保険契約であります。設備機械メーカーは、国を相手方として、その製造しておる機械の中で保険契約の対象とした機械種、先ほど言いまし

たように、中小企業の設備近代化に役立ち、同時に機械工業の振興に役立つという機種を選定しまして、その機種について国と包括保険契約を結ぶわけでありまして、そこで割賦販売に伴ないまして代金の不払いが生じた場合には、国がその損失を補てんするという意味の契約を結ぶわけでありまして。この場合に、包括保険形式をとっておりますのは、いわゆる保険契約者の逆選択とかいふような弊害をなくするため、同時に危険を分散し、保険料を低下させるために包括保険形式をとることになってゐるわけでありまして。

そこで、そういった国との保険契約に基づきまして、個々の業者との間に割賦販売契約が結ばれるわけでありまして、その場合の保険事故は、設備機械の買手が破産したりあるいは一定の期間以上債務を履行しないという場合に、国はこれに對しまして、その通知を受けたあと、一定期間を経過したのちに保険金を支払うわけでありまして。保険金の支払を受けた企業は、この不払い債権の取り立ての義務が残る、こういうことになってゐるわけでありまして。

保険料率は政令で定めることになっておりますが、現在われわれが予定しておりますのは、年率〇・五％ないし一％を予定いたしております。

国がこの損失保険契約に基づきまして増補します増補率は損失額の五〇％ということになっております。

この制度を運用いたしますために、この法律と同時に、本国会に提案しておりますが、機械類割賦信用保険特別会計法を提案いたしております。きょう衆議院を通過いたしました。本制度

を運営するために特別会計を設置いたしまして、独立採算でこの業務を行なつて参りたい、こういうふうな考えで参つてゐるわけでありまして。この事業を営みますために、通産省の重工業局に一課、定員は現在十八名ついておりまして、一課を設けまして、ここで所管をして参りたいと考えております。この事業の発足は、本年の七月からと考えております。

そこで、本年度どの程度の保険契約を予定しているかという点であります。本年度におきましては百五十億を予定いたしております。この算出基礎は、簡単に申し上げます、現在指定を予定しております工作機械、プレス機械、建設機械の三種類の売り上げの見込みが三十六年度千五百億円であります。そのうち、割賦で売られるというものが大体三分の一程度の六百億と考へております。そこで、本年度百五十億と計算しますと、基礎はこの六百億の割賦販売されるであろうという数量のうち、本制度にかかるとが大体五割と読み、さらに契約のときに頭金を二〇％程度差し引きしますと、その八割、さらに国がその損失を補填するものが五割でありますので、〇・五をかけた数字、百二十億というものが三十六年度の保険契約の限度と考えておりますが、若干の余裕を見まして百五十億というところで予算の総則に計上してあるわけでありまして。

この特別会計の三十六年度における収支の概算は、保険料収入が大体四千五百萬、それから二億圓が特別会計の基金になつてゐるわけでありまして、この資本金の運用収益が七百六十萬、合計いたしまして五千二百六十萬という

収入見込みであるわけでありまして、これに對する支出の予定というものが、保険金の支払いが千五百八十萬五千、未經過保険料が二千九百十二萬五千圓、事務の取扱費が七百六十萬圓というところで収支合せておるわけでありまして。

この制度によりましてどういう効果があるかということでありまして、設備機械のメーカーにつきましては、先ほど御説明申し上げましたように、この制度によりまして、従来の、何といひますか、潜在化しておりました需要が顕在化するという点によりまして、積極的に市場の開拓ができて、いろいろの専門生産体制をとり得る。同時に量産体制が整うわけでありまして、これによりまして、コストの低下、品質の向上というような効果がねらえるわけでありまして、同時に、この法によりまして、政府の信用保険があるという点によりまして、割賦代金の手形を銀行に割り引いてもらつたというやうな便宜な措置も考えられますので、資金面での、運転資金の面でのゆとりができるのではないかと付随的な効果も期待しておるわけでありまして。これがまた、設備機械の改訂につきましてどういう効果があるかと申しますと、中小企業の連中が少ない資金で新しい設備機械を買え、同時にその設備機械を、新鋭機械を備へつけることによりまして、その機械の稼働によつて割賦の支払いをしていくということが出来るわけでありまして。従来も、御承知のように、中小企業の設備近代化資金というやうなものがあるわけでありまして、従来、その設備近代化資金等がこの制度を併用することによりまし

て、少ない資金量で新鋭の機械を買うことができる。同時に、今申しましたやうなその機械の稼働によりまして、あとの割賦の支払いができるというやうなことになるわけでありまして。これが中小企業の信用保険などといひますのは、御承知のように、中小企業の信用保険は、中小企業に對して金融機関が融資した場合のリスクを保証する制度であるのに対してこの制度は機械メーカーが中小企業者に設備を売る場合の、メーカーへのリスクを補填する制度であるわけでありまして。何といひますか、中小企業の信用保険等におきましては、非常にいろいろ便宜な措置は講じられておりますが、中小企業に對する金融という場合には、中小企業自身の信用力あるいは人的な要素、あるいは設備といったやうなものに對する相当詳細な調査が先行するわけでありまして、この制度は、中小企業へ売るメーカーへのリスク保証でありまして、その機械だけが問題であるわけでありまして。多少中小企業の信用力が薄弱でありまして、この機械だけを相手にいたしておりますので、そのほかの状況というのは、金融機関が金を貸す場合と違ひまして何といひますか、精査をする必要がないのではないかと、こういうふうな考へておられますので、その意味においては、利用範囲がきつめて広いのではないかと、こういうふうな考へておるわけでありまして。

で、さらにこの制度は、国にとつてどういふやうなプラスがあるかということでありまして、この制度を創設することによりまして、設備機械の市場の拡大をはかり、あわせて中小企業の設備の近代化——ここにうたつてあるやうな目的が可能になる、こういうふうな考へておるわけでありまして。先ほど説明しましたように、機械工業の振興で最も重要な、日本の機械工業自身の、何といひますか、宿命的な欠陥であります多品種少量生産から、専門生産化、量産体制の整備というものが、この制度の運用によつて大いに促進されるということを期待いたしておるわけでありまして。

以上、簡単にありますが、機械類割賦信用保険臨時措置法案の概要を補足説明をいたしたわけでありまして。

○委員長(御木幸弘君) ちよつと速記やめて。

〔速記中止〕

○委員長(御木幸弘君) 速記を始め

て。本案の質疑は次回に譲ります。

速記をとめて。

午後二時二十一分速記中止

午後二時四十七分速記開始

○委員長(御木幸弘君) 速記を始め

て。次に、経済の自立と発展に関する調査を議題とし、輸出品検査問題について調査を行ないます。

御質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○近藤信一君 五月九日の毎日新聞の夕刊に、大きく取り上げられて、国民の疑惑を買つておる問題で、輸出品検査をめぐる問題で、汚職事件が摘発されておる。特にこの問題が發展していくならば、通産省にも波及するのではないか、こういうやうな見出しで報道されてゐるわけなんです。特に通産省

関係においては、汚職問題に対してはいろいろと世間の疑惑を今日まで買ってきておられることも事実でありまして、今度、特に機械、金属関係についての輸出関係で、こういう問題が新聞で暴露された。一体これらの全貌について、通産省は明らかにする必要があるのじゃないかと私は思うのであります。そうして、国民のやはり疑惑を一掃する、こういうことでなければ、国民はますます汚職問題についての疑惑を深からしめると私は思うものでありますから、この点、大臣から、どういふふうに考えておるか、こういう点についてまずお尋ねしたいと思ひます。

○近藤一君 まだ大臣の方ではいろいろと全貌についてのあれがわからないようでございますけれども、新聞の報ずるところによりますと、やはり大手メーカーに中小企業がいろいろと押されて、特に中小企業が、輸出に對するところの問題では、商社からもいろいろと廉価なものということで要求をされて、そうして粗製品をなんとか合格品ということで輸出に充ててお

る、こういうふうなことが報ぜられておるわけなんです。そこで、やはり中小企業の立場から考えますれば、大手メーカーがどんどん生産を上げて参りますれば、どうしても中小メーカーは押されることは当然なんです。そこで、一体この検査という問題、検査をするにあたつて抜き取り検査その他のいろいろな検査方法があるわけなんです。この検査に對して不正が行なわれるということは、検査のどこかに欠点があるんじゃないか、私はそういうふうにも思うのですが、検査方法その他の検査に關する問題について、どのように考えておられますか。

○近藤一君 これは検査方法として、最初は製品を検査所に持ち込んで検査をしておつたが、最近ではだんだんと数量がふえて、それでメーカーまで出張して出張検査が多くなつてきた。そういういたしますと、やはり検査協会なり役所というところを離れて、業者のところに出張するわけなんです、業者との接面というものが多くなつてくるわけなんです。そこに私はいろいろと汚職の根源というものが派生するのじゃないか、こういうふうにも考えるわけなんです。そこで、從來やつてきたような検査所へ持ち込みの検査というものが、将来これ以上できるものか、できないものであるか、将来やはり出張検査を多くやらなければならぬものかどうか、この点いかがです。

○近藤一君 最低と申しました言葉が多少御指摘のような誤解を生じたことは残念でございますが、私どもの最低と申しますのは、たとえばアメリカ向けにはこれこれとか、あるいはどこそこにはこれこれというふうな仕向け地先によりますそういうグレードはつけておらぬという意味でありまして、日本の輸出品として品質上の条件としては最低基準による検査ということでございまして、輸出品に適應する検査であることはお説の通り十分考へてやつておる次第でございます。

○近藤一君 まだ大臣の方ではいろいろと全貌についてのあれがわからないようでございますけれども、新聞の報ずるところによりますと、やはり大手メーカーに中小企業がいろいろと押されて、特に中小企業が、輸出に對するところの問題では、商社からもいろいろと廉価なものということで要求をされて、そうして粗製品をなんとか合格品ということで輸出に充ててお

る、こういうふうなことが報ぜられておるわけなんです。そこで、やはり中小企業の立場から考えますれば、大手メーカーがどんどん生産を上げて参りますれば、どうしても中小メーカーは押されることは当然なんです。そこで、一体この検査という問題、検査をするにあたつて抜き取り検査その他のいろいろな検査方法があるわけなんです。この検査に對して不正が行なわれるということは、検査のどこかに欠点があるんじゃないか、私はそういうふうにも思うのですが、検査方法その他の検査に關する問題について、どのように考えておられますか。

○近藤一君 これは検査方法として、最初は製品を検査所に持ち込んで検査をしておつたが、最近ではだんだんと数量がふえて、それでメーカーまで出張して出張検査が多くなつてきた。そういういたしますと、やはり検査協会なり役所というところを離れて、業者のところに出張するわけなんです、業者との接面というものが多くなつてくるわけなんです。そこに私はいろいろと汚職の根源というものが派生するのじゃないか、こういうふうにも考えるわけなんです。そこで、從來やつてきたような検査所へ持ち込みの検査というものが、将来これ以上できるものか、できないものであるか、将来やはり出張検査を多くやらなければならぬものかどうか、この点いかがです。

○近藤一君 最低と申しました言葉が多少御指摘のような誤解を生じたことは残念でございますが、私どもの最低と申しますのは、たとえばアメリカ向けにはこれこれとか、あるいはどこそこにはこれこれというふうな仕向け地先によりますそういうグレードはつけておらぬという意味でありまして、日本の輸出品として品質上の条件としては最低基準による検査ということでございまして、輸出品に適應する検査であることはお説の通り十分考へてやつておる次第でございます。

○近藤一君 最低と申しました言葉が多少御指摘のような誤解を生じたことは残念でございますが、私どもの最低と申しますのは、たとえばアメリカ向けにはこれこれとか、あるいはどこそこにはこれこれというふうな仕向け地先によりますそういうグレードはつけておらぬという意味でありまして、日本の輸出品として品質上の条件としては最低基準による検査ということでございまして、輸出品に適應する検査であることはお説の通り十分考へてやつておる次第でございます。

○近藤一君 まだ大臣の方ではいろいろと全貌についてのあれがわからないようでございますけれども、新聞の報ずるところによりますと、やはり大手メーカーに中小企業がいろいろと押されて、特に中小企業が、輸出に對するところの問題では、商社からもいろいろと廉価なものということで要求をされて、そうして粗製品をなんとか合格品ということで輸出に充ててお

る、こういうふうなことが報ぜられておるわけなんです。そこで、やはり中小企業の立場から考えますれば、大手メーカーがどんどん生産を上げて参りますれば、どうしても中小メーカーは押されることは当然なんです。そこで、一体この検査という問題、検査をするにあたつて抜き取り検査その他のいろいろな検査方法があるわけなんです。この検査に對して不正が行なわれるということは、検査のどこかに欠点があるんじゃないか、私はそういうふうにも思うのですが、検査方法その他の検査に關する問題について、どのように考えておられますか。

○近藤一君 これは検査方法として、最初は製品を検査所に持ち込んで検査をしておつたが、最近ではだんだんと数量がふえて、それでメーカーまで出張して出張検査が多くなつてきた。そういういたしますと、やはり検査協会なり役所というところを離れて、業者のところに出張するわけなんです、業者との接面というものが多くなつてくるわけなんです。そこに私はいろいろと汚職の根源というものが派生するのじゃないか、こういうふうにも考えるわけなんです。そこで、從來やつてきたような検査所へ持ち込みの検査というものが、将来これ以上できるものか、できないものであるか、将来やはり出張検査を多くやらなければならぬものかどうか、この点いかがです。

○近藤一君 最低と申しました言葉が多少御指摘のような誤解を生じたことは残念でございますが、私どもの最低と申しますのは、たとえばアメリカ向けにはこれこれとか、あるいはどこそこにはこれこれというふうな仕向け地先によりますそういうグレードはつけておらぬという意味でありまして、日本の輸出品として品質上の条件としては最低基準による検査ということでございまして、輸出品に適應する検査であることはお説の通り十分考へてやつておる次第でございます。

○近藤一君 最低と申しました言葉が多少御指摘のような誤解を生じたことは残念でございますが、私どもの最低と申しますのは、たとえばアメリカ向けにはこれこれとか、あるいはどこそこにはこれこれというふうな仕向け地先によりますそういうグレードはつけておらぬという意味でありまして、日本の輸出品として品質上の条件としては最低基準による検査ということでございまして、輸出品に適應する検査であることはお説の通り十分考へてやつておる次第でございます。

いうふうにご考えておるのでございます。御指摘のように、悪質のバイヤーが仕様書・指図意匠その他によりまして、とにかく値段を安くしろ、自分の思う通りのものを作れということを要求して参りますケースが二、三にとどまらないと思うのでございます。これが先ほどちょっと触れました品質表示といういわゆる最低検査ではなくて、

段階を示すと、A、B、C、Dというふうなランクを示すという検査をやっておりますと、その点に關しまして

は、バイヤーとの契約通りDならD、CならCという検査表さえあれば、それで輸出ができたというのが従来の輸出品取締法でございますが、今度この

輸出検査法によりまして最低検査ができる、最低検査で落とすのということになって参りますと、その点に關しましては、たとえ悪質なるバイヤーその他が指図意匠、指値をいたしましてもその点は防げるということがやはりこの輸出検査法の一つの役目ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

○近藤儀一君 それから検査料ですね。検査手数料、この検査手数料は一台につき手数料十五円、こういうことに今なっておるわけですね。そこで、一台でも不合格が出ると、たとえば千台なら一千台分の手料は丸損になると、こういうふうなこともあるのですか。

○説明員(生駒勇君)　ちよつと今御質問の趣旨がわかりかねるのでございしますが、一台不合格が出た場合には検査手数料は納めないでいいのかということとでございましてどうか、御質問は。

○近藤信一 君 いや、一台の検査手数料は十五円でしょう。一千台なら一千台まとめて検査するわけですね。で、この検査料が、もし調べたやつが不適合格になる、そうしてもこの手数料は出さなければならぬ、検査手数料は。不合格でもこれは手数料は支払わなきゃならぬ。そうすると、一千台分の手数料を支払わなきゃならぬ。

○説明員(生駒勇君) それはその手数は支払うことになっておるわけでございます。

○近藤信一君 これは合格しても手数料というの是一千台分。単位が一千台なら一千台、五百なら五百、こういうことになるのですか。

○説明員(生駒勇君)　そういうことになるわけでございます。つまりどちらかと申しますと、まあ受験料みたいな感じでございますので、大体それで支払っていただくと、ただし先生御指摘になりました一台十五円という手数料は、トランジスタラジオが非常に輸出が伸びております関係もございまして、関係方面と相談いたしまして、現

在此を下げるように手続中でございます。

○近藤信一君　そこで業者は、たとえ
ば一千台検査に持っていくと、そこで
一台不合格になると、あと一千台全部
持ち帰って、さらに検附せなきゃなら
ぬ。そうすると、一千台はしばらく寝
かしていかなきゃならぬということに

なるわけでしょう。これはまあ小さな業者では非常に大きな問題だと思うのですね。そこで無理しても合格をさしてもらわなきゃならぬと、こういうところから、まあ飲ましたり食わしたり抱かしたりと、こういうふうなこ

が往々にして出てくる。こういうことが指摘されておるわけなんです。これは何かほかに方法はないのですか。

○説明員(生駒勇君) 確かに御指摘のような点も結果においては出てくるものではないかというふうにも感じられるわけですが、ただ何分にも非常に数量が多いわけですので、まあ私どもといたしましては、トラン

も、どちらかと申しますと、一荷口ごとの検査という観念の方が強いわけでは

ございます。非常にこの点は総体的な問題のように私ども感じておりまして、必ずしもそのやり方がいいというふうには言い切れないでございます。

が、先ほどもちよつと御説明申し上げましたように、技術者がなかなかとりに
くという点もございまして、
検査員の不足その他の点もござい
ますので、この今の検査方法はやはり抜き
取り検査を中心に、しかもそれは荷口
ごとによつていくというやり方をとつ
ておる次第でございます。

○近藤信一君　大臣に先ほどもちよつ

とお尋ねしましたけれども、何か検査協会のある人の、逮捕されておる人の
 自由によると、通産省でも関係がある
 と、こう言われておるのですが、いか
 がですか。通産省の役人の中でも……。
 ○**國務大臣(権名悦三郎君)** 先ほど申
 上げた通り、どうも調べましても、
 通産省の内部においてはほとんどその

痕跡はございませんし、捜査当局について聞いてみてもはっきりしない、そういう状況でございます。

○近藤信一君 それは大臣ははっきりと断言できますか。

○國務大臣(権名悦三郎君) ただいま

のところはないと思っています。

○近藤信一君 この中小企業、特にこれらはトランジスタラジオの關係になってきますけれども、中小企業が、先ほど言いましたように、簡単にできる仕組みになっておるのですね、このトランジスタラジオというのは。そこでもうこんな、今度摘発されておるようなやつ、汚職事件は、こんなものはいしょっちゅう

うあるのだと、こういうふうにも言われておるわけなんです。というの、やはり飲ましたり、食わしたりするこ

とは、どうしてもこれはしなければならぬ、それでなければ、その検査官の腹一つで合格にも不合格にもなるのだから、これは生きていく上において

は、そんなことくらい安いものだ、
こう言われておる向きがあるわけな
んです。そこで、やはりこうしたト
ランジスタの製造について何か規
制をするというあれば考えられない
ものです。

○政府委員(佐橋滋君) トランジ
スタラジオにつきましては、何とい
いますか、ただいま先生が中小企
業で簡単に

できるのではないかという仰せであります。中小企業がかなりの部分を占めておけることは事実であります。これは双眼鏡その他と違ひまして、相当まあたくさんさんの部品をアッセンブルする企業でありまして、ほんとうの零細というものは今はないと、こう考えております。先ほどの御質疑の中にも、

このトランジスタラジオが三十一年ころに三十ドルもしておったのが、現在五、六ドルじゃないかというふうなお話がありました。御承知のように、このトランジスタの一番しりが三十一年でありまして、そのころは国内に

はほとんど向きませんで、輸出に出したわけでありまして、これはそのころは非常に数量も少なく、あるいは場合にはよつては試作品程度のものであったために、非常に値段も高かつたわけでありましたが、かなりまとまると数字が出かけたのが三十二年からでありまして、三十二年には全世界へ大体十、七万五千台輸出いたしましたわけでありま

す。この当時には大体十八ドルくらいで出ておりました。その後三十三年に百九十二万と約十倍以上の輸出量にな

り、さらに三十四年には六百十五万
台、それから三十五年には八百十五
万というように飛躍的に輸出量がふ
えて参ったわけでありまゝ。これはま
あ郵

品その他あるいはトランジスタの石本体が非常に豊産になって、コストがきわめて低下をしたという点から値段は当然下げて得る状況に相なって参りまして、その後十八ドルから十四ドル、十二ドルと順次下がって参ってきておるわけであります。五、六ドルという先生の御指摘であります。五、六ドルではおそらく部品代にも達しないと思ひま

すが、実勢自身は十ドルを割つておることは六石以下のものについては事實のようでありますが、ただいま申し上げましたように、まあ飛躍的に数量が増えて非常に量産体制が整つたためにコストが下がつてきておる。これはキアアメリカの国内におきましても、アメリカものが非常に高かつたわけであり

ますか、アメリカ自体の国内売りも非常
に下がってきておるわけでありまして
これらにつられて輸出価格もかなり下
がっておるということであります。そ
れで価格自身を何といひますかコスト
を割らないようにするために、現在で

は輸出商社に対して輸出の数量の割当をやつて、海外の市場を混乱させ、同時に値段の暴落を防ぐという措置を役所としてはとつておるわけでありませう。

○岡三郎君 ちよつと私聞きたいのは、通産大臣にお伺いしたいのだが、結局、輸出振興といつてゐるさなか、この問題は人によつては大きく考へ、小さくも考へるでしようが、輸出検査法という法律に基づいて民間に委嘱してゐたその検査協会が、こういう失態を起こして、そしてまあ新聞紙上ににぎわしてゐる今一つの組織という形の中で考へるといふと、検査協会に属してゐる人々の給料が安いとか身分が保障されてゐないとかいろいろの問題があるけれども、やはり輸出振興の基本的な問題は、その部品の生産する品物の信用ですね。だから、そういうような点で小さい問題かも知れませうけれども、そういう点について、基本的にやはり組織というものを確立するために、今言つたような再検査をするといふふうなことを考へておられるといつても、これは今の状態では同じようなことになるのじやないかといふ心配もあるのですが、そういう組織的な問題について、通産大臣はどう考へておられますか。

○岡三郎君 ちよつと私聞きたいのは、通産大臣にお伺いしたいのだが、結局、輸出振興といつてゐるさなか、この問題は人によつては大きく考へ、小さくも考へるでしようが、輸出検査法という法律に基づいて民間に委嘱してゐたその検査協会が、こういう失態を起こして、そしてまあ新聞紙上ににぎわしてゐる今一つの組織という形の中で考へるといふと、検査協会に属してゐる人々の給料が安いとか身分が保障されてゐないとかいろいろの問題があるけれども、やはり輸出振興の基本的な問題は、その部品の生産する品物の信用ですね。だから、そういうような点で小さい問題かも知れませうけれども、そういう点について、基本的にやはり組織というものを確立するために、今言つたような再検査をするといふふうなことを考へておられるといつても、これは今の状態では同じようなことになるのじやないかといふ心配もあるのですが、そういう組織的な問題について、通産大臣はどう考へておられますか。

○岡三郎君 ちよつと私聞きたいのは、通産大臣にお伺いしたいのだが、結局、輸出振興といつてゐるさなか、この問題は人によつては大きく考へ、小さくも考へるでしようが、輸出検査法という法律に基づいて民間に委嘱してゐたその検査協会が、こういう失態を起こして、そしてまあ新聞紙上ににぎわしてゐる今一つの組織という形の中で考へるといふと、検査協会に属してゐる人々の給料が安いとか身分が保障されてゐないとかいろいろの問題があるけれども、やはり輸出振興の基本的な問題は、その部品の生産する品物の信用ですね。だから、そういうような点で小さい問題かも知れませうけれども、そういう点について、基本的にやはり組織というものを確立するために、今言つたような再検査をするといふふうなことを考へておられるといつても、これは今の状態では同じようなことになるのじやないかといふ心配もあるのですが、そういう組織的な問題について、通産大臣はどう考へておられますか。

○岡三郎君 ちよつと私聞きたいのは、通産大臣にお伺いしたいのだが、結局、輸出振興といつてゐるさなか、この問題は人によつては大きく考へ、小さくも考へるでしようが、輸出検査法という法律に基づいて民間に委嘱してゐたその検査協会が、こういう失態を起こして、そしてまあ新聞紙上ににぎわしてゐる今一つの組織という形の中で考へるといふと、検査協会に属してゐる人々の給料が安いとか身分が保障されてゐないとかいろいろの問題があるけれども、やはり輸出振興の基本的な問題は、その部品の生産する品物の信用ですね。だから、そういうような点で小さい問題かも知れませうけれども、そういう点について、基本的にやはり組織というものを確立するために、今言つたような再検査をするといふふうなことを考へておられるといつても、これは今の状態では同じようなことになるのじやないかといふ心配もあるのですが、そういう組織的な問題について、通産大臣はどう考へておられますか。

○岡三郎君 ちよつと私聞きたいのは、通産大臣にお伺いしたいのだが、結局、輸出振興といつてゐるさなか、この問題は人によつては大きく考へ、小さくも考へるでしようが、輸出検査法という法律に基づいて民間に委嘱してゐたその検査協会が、こういう失態を起こして、そしてまあ新聞紙上ににぎわしてゐる今一つの組織という形の中で考へるといふと、検査協会に属してゐる人々の給料が安いとか身分が保障されてゐないとかいろいろの問題があるけれども、やはり輸出振興の基本的な問題は、その部品の生産する品物の信用ですね。だから、そういうような点で小さい問題かも知れませうけれども、そういう点について、基本的にやはり組織というものを確立するために、今言つたような再検査をするといふふうなことを考へておられるといつても、これは今の状態では同じようなことになるのじやないかといふ心配もあるのですが、そういう組織的な問題について、通産大臣はどう考へておられますか。

○岡三郎君 ちよつと私聞きたいのは、通産大臣にお伺いしたいのだが、結局、輸出振興といつてゐるさなか、この問題は人によつては大きく考へ、小さくも考へるでしようが、輸出検査法という法律に基づいて民間に委嘱してゐたその検査協会が、こういう失態を起こして、そしてまあ新聞紙上ににぎわしてゐる今一つの組織という形の中で考へるといふと、検査協会に属してゐる人々の給料が安いとか身分が保障されてゐないとかいろいろの問題があるけれども、やはり輸出振興の基本的な問題は、その部品の生産する品物の信用ですね。だから、そういうような点で小さい問題かも知れませうけれども、そういう点について、基本的にやはり組織というものを確立するために、今言つたような再検査をするといふふうなことを考へておられるといつても、これは今の状態では同じようなことになるのじやないかといふ心配もあるのですが、そういう組織的な問題について、通産大臣はどう考へておられますか。

期したいと思ひますし、またそういう指定機関に対する政府の担当職員のうち入り等について、もう少し立ち入り検査を政府みずから指定機関の検査がはたして適當であるかどうかといふことを、さらにこれを検査するといふような立ち入り検査の強化も考へなければならぬ。それからまたその検査の衝に当たつてゐる機関の監督、監査といふようなものにつきまして十分に今後強化して参りたいと考へております。

○岡三郎君 ところで今の検査の強化で具体的に立ち入り検査、いろいろの問題を言われましたが、實際的には数が多くてなかなか今の通産省当局では手が回らぬといふのが實際じやないかと御説明があつたわけですが、結局それをどういふふうな強化するかといふことについては、やはり通産省自体の強化といふ問題がここに出てくると思ふ。今検査課といふところではどのくらいの人員でどういふふうな検査の監督をやつておられるのですか。

○岡三郎君 ところで今の検査の強化で具体的に立ち入り検査、いろいろの問題を言われましたが、實際的には数が多くてなかなか今の通産省当局では手が回らぬといふのが實際じやないかと御説明があつたわけですが、結局それをどういふふうな強化するかといふことについては、やはり通産省自体の強化といふ問題がここに出てくると思ふ。今検査課といふところではどのくらいの人員でどういふふうな検査の監督をやつておられるのですか。

○岡三郎君 ところで今の検査の強化で具体的に立ち入り検査、いろいろの問題を言われましたが、實際的には数が多くてなかなか今の通産省当局では手が回らぬといふのが實際じやないかと御説明があつたわけですが、結局それをどういふふうな強化するかといふことについては、やはり通産省自体の強化といふ問題がここに出てくると思ふ。今検査課といふところではどのくらいの人員でどういふふうな検査の監督をやつておられるのですか。

○岡三郎君 ところで今の検査の強化で具体的に立ち入り検査、いろいろの問題を言われましたが、實際的には数が多くてなかなか今の通産省当局では手が回らぬといふのが實際じやないかと御説明があつたわけですが、結局それをどういふふうな強化するかといふことについては、やはり通産省自体の強化といふ問題がここに出てくると思ふ。今検査課といふところではどのくらいの人員でどういふふうな検査の監督をやつておられるのですか。

○岡三郎君 ところで今の検査の強化で具体的に立ち入り検査、いろいろの問題を言われましたが、實際的には数が多くてなかなか今の通産省当局では手が回らぬといふのが實際じやないかと御説明があつたわけですが、結局それをどういふふうな強化するかといふことについては、やはり通産省自体の強化といふ問題がここに出てくると思ふ。今検査課といふところではどのくらいの人員でどういふふうな検査の監督をやつておられるのですか。

○岡三郎君 ところで今の検査の強化で具体的に立ち入り検査、いろいろの問題を言われましたが、實際的には数が多くてなかなか今の通産省当局では手が回らぬといふのが實際じやないかと御説明があつたわけですが、結局それをどういふふうな強化するかといふことについては、やはり通産省自体の強化といふ問題がここに出てくると思ふ。今検査課といふところではどのくらいの人員でどういふふうな検査の監督をやつておられるのですか。

結局いろいろと量産をする相当の工場ならば工場が、何か落ちては困ると思ふので、会社自体が相当厳選すると思ふのですが、今言つたようになかなか手数がかかつてまへんやうな感じが、とにかく手が回らないのだから、何とか強化してもらわなければ、また一面においてはその会社も困ると、こゝろをどういふふうな相互関係でいろいろつてを求めるといふことが、やはりそれは人間の弱点で、どうしても起こりがちだと思ふのです。で、すなわち考へて、検査協会といふものが十分に機能を発しているのか発していないのか、實際問題として、これは調べればわかると思ふのだが、私はこれは単にトランジスタの検査だけではなくて、他の面においても相当そういう実情が、表面に出る出ないは別にして、あるのではないかといふふうな気がするので、實際問題としてね。そこでこの輸出する品物について、厳密に検査したことが通産省としてあるのですか。たとえば今まで言つたように強制調査とか立ち入り検査とか、あるいはにわかに行つて、そういうものを臨時に検査するとか、業者の方では大体日程が組んであつて、大体これこれの品物を検査してもらつたといふことで、抽出方法でやるということがわかれば、向こうの方は商売人でなかなか賢いでしょうから、先を越して何とか合格するやうな手を打つてくるのではないかといふように考へるのですが、その点どうなんですか。

○岡三郎君 ところで今申し上げました直接目検査、つまり今申し上げました直接目検査は大体年間にいたしまして、臨検

○岡三郎君 ところで今申し上げました直接目検査、つまり今申し上げました直接目検査は大体年間にいたしまして、臨検

○岡三郎君 ところで今申し上げました直接目検査、つまり今申し上げました直接目検査は大体年間にいたしまして、臨検

○岡三郎君 ところで今申し上げました直接目検査、つまり今申し上げました直接目検査は大体年間にいたしまして、臨検

○岡三郎君 ところで今申し上げました直接目検査、つまり今申し上げました直接目検査は大体年間にいたしまして、臨検

○岡三郎君 ところで今申し上げました直接目検査、つまり今申し上げました直接目検査は大体年間にいたしまして、臨検

分でやるのではなくして臨検しまして検査をいたしますものでございまして、三十六年度の計画といたしましては三千六百九十六件を前提として計画を立てておるやうな次第でございませう。また雑貨関係にしましては、やはり工業品検査所に関係あります雑貨品関係におきましては、臨検検査の計画といたしまして一万四千四百四十四件といふことを前提に計画を立てておるといふ次第でございませう。

○岡三郎君 ところで今申し上げました直接目検査、つまり今申し上げました直接目検査は大体年間にいたしまして、臨検

○岡三郎君 ところで今申し上げました直接目検査、つまり今申し上げました直接目検査は大体年間にいたしまして、臨検

○岡三郎君 ところで今申し上げました直接目検査、つまり今申し上げました直接目検査は大体年間にいたしまして、臨検

○岡三郎君 ところで今申し上げました直接目検査、つまり今申し上げました直接目検査は大体年間にいたしまして、臨検

○岡三郎君 ところで今申し上げました直接目検査、つまり今申し上げました直接目検査は大体年間にいたしまして、臨検

○岡三郎君 ところで今申し上げました直接目検査、つまり今申し上げました直接目検査は大体年間にいたしまして、臨検

産省に關係があつたといふ人は十四名でございませう。

○岡三郎君 今度取り調べられてゐる人の中には通産省関係者はないわけですか、前にいた人は。

○岡三郎君 今度取り調べを受けておられます人間の中で一人工業品検査所にもと席を置いた人があるといふふうに……

○岡三郎君 それは何といふ人ですか。

○岡三郎君 水元といふ人です。

○岡三郎君 委員長（鈴木幸弘君） ちよつと速記を止めて下さい。

○岡三郎君 委員長（鈴木幸弘君） 速記をつけ

が、そういう点について具体的に通産省当局として、こういう方式において次の検査、来たるべき検査、そういうものを厳格に行ないたいというそういう具体的な根本方策、そういうものをやはり一ぺん輸出検査法に基づく具体的な問題をわれわれに出していただけないかと思うのです。ということ

五月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、百貨店法の一部を改正する法律案(衆)

一、産炭地域の振興に関する臨時措置法案(衆)

百貨店法の一部を改正する法律案
百貨店法の一部を改正する法律案
百貨店法(昭和三十一年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

○国務大臣(権名悦三郎君) さしあたり考えていきたいと思うことは、工業品検査所、これは国がやっている検査でございます。ここに三百数十名の職員がおりますが、決して手があいておるといふわけではございませんけれども、もう少し各担当機関の検査というものを、現実目を見せたいといふ意味において、これらの検査所の職員のある部分を使いますとか、あるいはまた試験所の職員等で特殊の種目については特別のやはり知識を持つておるといふ関係から、そういう人を考えてみるのかということにしてみたいとも思っておりますが、しかし根本的な恒久的な問題としては、やはり全部を把握する機構についてももう少し強化していくのはどういふものであるかと、もう少し考えてみたいと思ひます。

目次中「第十七条」を「第十六条の二」に、「第二十四条」を「第二十六条」に改める。

第二條中「(物品加工修理業を含む。)」を「(物品加工修理業、飲食店営業又は喫茶店営業を兼営する場合においては、これらの事業を含む。以下同じ。)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の同一の店舗の床面積については、物品販売業を営む者がその者の店舗の存する建物の一部を次の各号の一に掲げる用途に供する場合においては、当該用途に供されている建物の一部の床面積を当該物品販売業を営む者の店舗の床面積とみなして合算するものとする。

一 物品販売業を営む他の者の店舗の用に供させるために貸し付けること。

二 展示会、即売会又はこれらに類するものを催す場所の用に供すること。

三 当該物品販売業を営む者の営業のための事務所の用に供すること。

この法律で「資本的支配」とは、法人の発行済株式の総数の政令で定める割合以上に当たる株式を保有し、又はその出資の総額の政令で定める割合以上に当たる金額を出資することとなることをいう。

第五條第三項中「その百貨店業を営むための店舗の所在地がその地区内にある商工会議所の意見並びに」を削り、同条に次の二項を加える。

4 通商産業大臣は、百貨店業を営むための店舗が地方鉄道又は軌道の用地内に存することとなる場合には、第三條の許可をしてはならない。

5 通商産業大臣は、第六條の二第一項の規定による命令に違反した者に対しては、第三條の許可をしないことができる。

第六條の次に次の三條を加える。

(建物の工事停止命令)

第六條の二 通商産業大臣は、第三條又は前條第一項の許可の申請をした者が当該申請に係る百貨店業の店舗とする目的で建物を新築、増築又は改築の工事を施行している場合において、必要があると認めるときは、当該申請者に対し、一定の期間を限り、当該工事の施行を停止すべきことを命ずることができる。

2 前項の命令は、第三條又は前條第一項の許可の申請をした者が当該申請を取り下げたときには、その効力を失う。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による命令をしようとするときは、百貨店審議会の意見をきかなければならない。

(資本的支配の許可)

第六條の三 百貨店業者は、百貨店業者以外の物品販売業を営む法人に対し資本的支配をしようとする場合においては、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

百貨店業者は、百貨店業者以外の物品販売業を営む法人に対し資本的支配をしようとする場合においては、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

百貨店業者は、百貨店業者以外の物品販売業を営む法人に対し資本的支配をしようとする場合においては、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

百貨店業者は、百貨店業者以外の物品販売業を営む法人に対し資本的支配をしようとする場合においては、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

百貨店業者は、百貨店業者以外の物品販売業を営む法人に対し資本的支配をしようとする場合においては、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

百貨店業者は、百貨店業者以外の物品販売業を営む法人に対し資本的支配をしようとする場合においては、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

業を営む法人に対し資本的支配をしようとする場合において、その店舗の床面積と当該物品販売業を営む者が資本的支配をし又はしようとする物品販売業を営む法人及びこれらの法人が資本的支配をしている物品販売業を営む法人(以下「連携法人」という。)で当該物品販売業を営むものの店舗の存する建物の同一の建物内に店舗を有するものの当該建物内の店舗の床面積とを合計するものとする。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

る。この場合において、第五条第一項中「百貨店業」とあるのは、「第六條の四第一項の許可の申請者及びその連携法人（当該申請者に対し資本的支配をしている物品販売業を営む者が資本的支配をしている物品販売業を営む者が資本的支配をしている物品販売業を営む者）」の同一の建物内の店舗における」と読み替えるものとする。

第七條の次に次の二條を加える。

（特定の営業方法の許可）

第七條の二 百貨店業者は、次の営業方法に該当する行為をする場合には、あらかじめ、その営業方法の内容及び実施期間につき、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。その営業方法の内容及び実施期間を変更するときも、また同様とする。

一 代金を分割して受領する方法による販売

二 一定の金額を積み立てさせる方法による販売

三 自己の店舗以外の場所で行なう販売

四 顧客を限定してこれに対し商品を表示して販売

五 製造業者の販売のために販売場の一時的提供

六 他人の委託を受けて行なう販売

2 百貨店業者は、前項の許可を受けた営業方法に関し、当該許可を

受けた内容又は実施期間（第十條第二項の規定による営業方法の変更の命令があつた場合は、当該命令に従つて変更された内容又は実施期間）と異なる内容又は実施期間の営業方法に該当する行為をしてはならない。

3 第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の許可に準用する。

4 百貨店業者は、第一項の許可を受けた営業方法を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（納入業者との取引の規制）

第七條の三 百貨店業者は、通商産業省令で定めるところにより、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ、当該各号に掲げる事項についての一般の基準を定め、これを記載した書面を通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。当該承認を受けた一般の基準を変更しようとするときも、また同様とする。

一 商品の宣伝費の一部を当該商品の納入業者に負担させる場合

二 仕入商品の返品する場合

三 仕入後における仕入価格の値引きをする場合

四 規格を示した注文品の納入を拒否する場合

五 自己の販売業務のために商品の納入業者に對しその従業員等の派遣を求める場合

その要求の条件

2 百貨店業者は、納入業者との取引において、自己の優越的な地位を利用して当該納入業者の商品の購入を独占してはならない。

3 第五條第一項から第三項までの規定は、第一項の承認に準用する。

第十條中「第六條」を「第六條、第六條の三第一項若しくは第七條の二第一項」に、「又は第八條の規定に違反したとき」を「第七條の三第一項の規定により承認を受けなければならぬ事項を承認を受けなかったとき及び第八條の規定に違反したとき又は次項の規定による営業方法若しくは一般の基準の変更の命令若しくは営業方法の停止の命令に違反したとき」に改め、同条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、第七條の二第一項の許可又は第七條の三第一項の承認をした後において当該許可をした営業方法又は当該承認をした一般の基準が中小商業の事業活動に對し著しく悪影響を及ぼすに至り又は当該納入業者に對し悪影響を及ぼすに至つたと認めるときは、当該営業方法若しくは一般の基準を変更すべきことを命じ、又は一年以内の期間を定めて当該営業方法の停止を命じ、若しくはその許可を取り消すことができる。

3 第五條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第十二條に次の二項を加える。

2 審議会は、百貨店業の事業活動の調整に関する重要事項につき、通商産業大臣に意見を申し出ることができる。

3 通商産業大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な措置をとらなければならない。

3 通商産業大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な措置をとらなければならない。

「八人以上」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 会長は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから二人を、消費者のうちから二人を、百貨店業者のうちから二人を、中小商業業者のうちから二人を、通商大臣が任命する。

第四章中第十七條の前に次の四條を加える。

（店舗に関する制限）

第十六條の二 国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団及び首都高速道路公団は、その所有する土地又は施設を百貨店業者の店舗の用に使用させてはならない。

（国等の百貨店業者の施設の利用の制限）

第十六條の三 国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社は、広報に関する活動を行なうため展覧会その他の催物を行なう場合には、百貨店業者の店舗と同一建物内にあるその者の施設を利用しないようにしなければならない。

（公正取引委員会との関係）

第十六條の四 通商産業大臣は、第七條の三第一項の承認又は第十條第二項の規定による一般の基準の変更の命令をしようとするとき

は、公正取引委員会に協議しなければならない。

（私的独占禁止法の適用）

第十六條の五 この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用を排除し、又は同法に基づく公正取引委員会の権限を制限するものと解釈してはならない。

第十七條を次のように改める。

（報告及び検査）

第十七條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、百貨店業者若しくはその団体から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその店舗若しくは事務所に立ち入り、百貨店業に関する業務の状況、帳簿書類、設備若しくは商品の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八條第一項及び第二十條第二号中「第十條」を「第十條第一項」に改める。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項の許可を受けないうで店舗を新設し、又はその床面積を増加した者

二 第六條の三第一項の許可を受けた者
三 第六條の四第一項の許可を受けた者
四 第七條の二第一項の許可を受けた者
五 第七條の二第二項の許可を受けた者

第六條の三第一項の許可を受けた者
第六條の四第一項の許可を受けた者
第七條の二第一項の許可を受けた者
第七條の二第二項の許可を受けた者

第七條の二第一項の許可を受けた者
第七條の二第二項の許可を受けた者
第七條の三第一項の許可を受けた者
第七條の三第二項の許可を受けた者

第七條の三第一項の許可を受けた者
第七條の三第二項の許可を受けた者
第七條の四第一項の許可を受けた者
第七條の四第二項の許可を受けた者

第七條の四第一項の許可を受けた者
第七條の四第二項の許可を受けた者
第七條の五第一項の許可を受けた者
第七條の五第二項の許可を受けた者

第七條の五第一項の許可を受けた者
第七條の五第二項の許可を受けた者
第七條の六第一項の許可を受けた者
第七條の六第二項の許可を受けた者

して二月以内において政令で定める日から施行する。

この法律の施行の際現に物品販売業を営む者であつて、この法律による改正後の百貨店法(以下「新法」という。)第二条に規定する百貨店業を営むこととなるものは、新法第三条の許可を受けたものとみなす。

前項の規定により新法第三条の許可を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から一月以内に、新法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を、新法第四条第二項に規定する書類を添付して、通商産業大臣に提出しなければならない。

この法律の施行の際現に百貨店業者である者のうち新法第二条の規定により店舗の床面積が増加することとなるものは、新法第六条第一項の許可を受けたものとみなす。

前項の規定により新法第六条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から一月以内に、新法第四条第一項第一号に掲げる事項並びに店舗の所在地及び増加することとなつた店舗の床面積を記載した届出書を、その増加することとなつた店舗の床面積を明示した店舗の図面その他通商産業省令で定める書類を添付して、通商産業大臣に提出しなければならない。

通商産業大臣は、この法律の施行の際現に新法第二条の百貨店業の店舗とする目的で新築、増築又は改築の工事を施行している建築

物の当該工事に係る部分を使用し、新法第二条の百貨店業を営もうとする者がこの法律の施行の日から三週間以内に新法第三条又は新法第六条第一項の許可の申請をしたときは、新法第五条第一項(新法第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その百貨店業の事業活動が中小商業の事業活動に及ぼす影響及びこの法律の施行の際におけるその工事の施行の程度を考慮して許可するかどうかを決定しなければならない。ただし、改正前の百貨店法第三条の許可を受けた者及び改正前の百貨店法の規定を適用するものとした場合に当該建築物の当該工事に係る部分を使用することにより同法第三条の許可を受けなければならない。

この法律の施行の際現に百貨店業の店舗とする目的で新築、増築又は改築の工事を施行している建築物の当該工事に係る部分をその店舗に使用して百貨店業を営もうとする者がこの法律の施行の日から起算して三週間を経過する日までに新法第三条又は新法第六条第一項の許可の申請をしたときは、新法第六条の二第一項の規定は、当該工事については、適用しない。

この法律の施行の際現に新法第七条の二第一項に規定する営業方法を採用している百貨店業者又は附則第二項の規定により新法第三条の許可を受けた者又は附則第二項の規定により新法第三条の許可を受けた者は、この法律の施行後二月を限り、新法第七条の三第一項の規定による承認を受けることを要しない。

この法律の施行の際現に百貨店審議会の委員である者は、新法第十三条の規定により委員が任命されるまでの間、同条の規定にかかわらず、在任する。

この法律の施行の際現に国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団及び首都高速道路公団がその所有する土地又は施設を百貨店業者又は附則第二項の規定により新法第三条の許可を受けたものとみなされた者の店舗の用に使用させている場合(改正前の百貨店法第三条又は新法第六条第一項の規定により受けた許可に係る店舗の用に供するため使用させている場合を含む。)においては、その使用については、新法第十六条の二の規定は、適用しない。

附則第三項又は第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に百貨店業者である者又は附則第二項の規定により新法第三条の許可を受けた者又は附則第二項の規定により新法第三条の許可を受けた者は、この法律の施行後二月を限り、新法第七条の三第一項の規定による承認を受けることを要しない。

この法律の施行の際現に百貨店審議会の委員である者は、新法第十三条の規定により委員が任命されるまでの間、同条の規定にかかわらず、在任する。

この法律の施行の際現に国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団及び首都高速道路公団がその所有する土地又は施設を百貨店業者又は附則第二項の規定により新法第三条の許可を受けたものとみなされた者の店舗の用に使用させている場合(改正前の百貨店法第三条又は新法第六条第一項の規定により受けた許可に係る店舗の用に供するため使用させている場合を含む。)においては、その使用については、新法第十六条の二の規定は、適用しない。

附則第三項又は第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に百貨店業者である者又は附則第二項の規定により新法第三条の許可を受けた者又は附則第二項の規定により新法第三条の許可を受けた者は、この法律の施行後二月を限り、新法第七条の三第一項の規定による承認を受けることを要しない。

この法律の施行の際現に百貨店審議会の委員である者は、新法第十三条の規定により委員が任命されるまでの間、同条の規定にかかわらず、在任する。

この法律の施行の際現に国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団及び首都高速道路公団がその所有する土地又は施設を百貨店業者又は附則第二項の規定により新法第三条の許可を受けたものとみなされた者の店舗の用に使用させている場合(改正前の百貨店法第三条又は新法第六条第一項の規定により受けた許可に係る店舗の用に供するため使用させている場合を含む。)においては、その使用については、新法第十六条の二の規定は、適用しない。

附則第三項又は第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)
第二章 助成(第十二条—第二十条)

第三章 産炭地域振興審議会(第二十一条—第二十四条)
第四章 産炭地域振興公団(第二十五条—第三十一条)

第五節 役員及び職員(第三十二条—第四十二条)
第六節 業務(第四十三条—第四十四条)

第七節 財務及び会計(第四十五条—第五十六条)
第八節 監督(第五十七条—第五十八条)

第九節 雑則(第五十九条—第六十条)
第十章 罰則(第六十一条—第六十五条)

附則
第一章 総則

第一条 この法律は、多数の失業者が発生しており、又は発生するおそれのある産炭地域における産業の開発を促進して雇用の増大と石炭の需要の安定的拡大を図り、もつて地方経済の発展に資すること

する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に百貨店業者である者又は附則第二項の規定により新法第三条の許可を受けた者又は附則第二項の規定により新法第三条の許可を受けた者は、この法律の施行後二月を限り、新法第七条の三第一項の規定による承認を受けることを要しない。

とを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「産炭地域」とは、石炭を産出する地域及びこれに近接する地域をいう。

(振興地域の指定)

第三条 通商産業大臣は、多数の失業者が発生しており、又は発生するおそれのある産炭地域のうち、産業の開発を促進することを必要とする地域を振興地域として指定する。

2 通商産業大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、産炭地域振興審議会の意見をきくとともに、振興地域となる道県知事の同意を得なければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 前二項の規定は、振興地域の指定の取消しについて準用する。この場合において、第二項中「振興地域となる地域」とあるのは、「振興地域でなくなる地域」と読み替えるものとする。

(産炭地域振興基本計画)

第四条 通商産業大臣は、産炭地域振興審議会の意見をきいて、振興地域における産業の開発を促進するため、産炭地域振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 振興地域の振興に関する基本方針

二 振興地域において振興すべき

産業に関する事項

三 振興地域における産業の振興のため必要な立地条件の整備に関する事項

四 振興地域における石炭の需要の拡大に関する事項

五 振興地域における産業の振興による雇用の増大に関する事項

六 振興地域において産業労働者が農業に転換する場合の措置に関する事項

七 その他振興地域の振興に関する重要事項

3 通商産業大臣は、基本計画を定めようとするときは、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を告示しなければならない。

(産炭地域振興実施計画)

第五条 通商産業大臣は、産炭地域振興審議会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため必要な産炭地域振興実施計画（以下「実施計画」という。）を振興地域ごとに定めなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(計画の変更)

第六条 通商産業大臣は、基本計画又は実施計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、産炭地域振興審議会の意見をきいて、基本計画又は実施計画を変更することができる。

2 第四條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(調査)

第七条 通商産業大臣は、基本計画及び実施計画の作成並びにこれらの実施に関し必要な事項についての調査を行なうものとする。

2 通商産業大臣は、前項の規定による調査を行なうとするときは、調査方法その他調査に関する重要事項について、産炭地域振興審議会の意見をきかなければならない。

(土地の立入り)

第八条 通商産業大臣は、前条に規定する調査を振興地域内において行なう場合において必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。ただし、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合を除き、あらかじめ、通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 国は、第一項の規定による立入りによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

第九条 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

由がなければ、前条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(植物の伐採)

第十条 第八條第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、調査のためやむを得ない必要があつて障害となる植物を伐採しようとする場合において、その障害となる植物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、その伐採についてあらかじめ所有者の承諾を得ることが困難であり、かつ、植物の現状を著しく損傷しないときは、その承諾を得ないで伐採することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者に通知しなければならない。

2 第八條第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(鉱物の採取)

第十一条 第八條第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、調査のためやむを得ない必要があつたときは、あらかじめ所有者若しくは占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者に通知して、必要な最小限度の量に限り、鉱物又は土石を採取することができる。

2 第八條第五項の規定は、前項の場合に準用する。

第二章 助成

(用地の確保)

第十二条 国及び地方公共団体は、振興地域内の産業の開発に寄与すると認められる製造の事業の用に供する施設の建設に必要な土地を、当該製造の事業を経営しようとする者に對しあつせんするものとする。

とする。

第十三条 石炭鉱業合理化事業団は、石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第五十六号）第二十五条第一項の規定にかかわらず、その所有し、又は使用する土地を産炭地域振興公団に對し譲渡し、又は貸し付けることができる。

2 石炭鉱業合理化事業団は、その所有し、又は使用する土地又は鉱業施設について、産炭地域振興公団からその業務の用に供するため譲渡又は貸付けを求められたときは、振興地域内の産業の開発が促進されるよう配慮するものとする。

第十四条 国の行政機関の長又は道県知事は、振興地域内の土地を第十六條に規定する施設の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該振興地域内の産業の開発が促進されるよう配慮するものとする。

(建築補助)

第十五条 国は、振興地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設しようとする者がある場合において、当該新設又は増設により、当該振興地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、その者に對し、当該新設又は増設に伴ひ新たに建築することとなる工場用の建物について、予算の範囲内で、その建築に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助を受けた者は、通商産業省令で定める期間内における各事業年度（個人事業者にあつては、各年）において、当該事業につき益金を生じたとき又は所得があつたときは、当該益金又は所得のうち通商産業省令で定める割合に相当する金額を、当該補助金の額に達するまで、国庫に納付しなければならない。

3 前項の規定による納付に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(施設の整備の促進)

第十六条 国及び地方公共団体は、振興地域内の産業の開発を促進するため必要な工場用地、電力施設、道路、港湾施設、工業用水道、通信施設、運輸施設及び振興地域内の工場に使用される者に対してその就業上必要な教育又は職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めなければならない。

(資金の確保等)

第十七条 国は、実施計画に基づく事業を実施する地方公共団体又は関係事業者に対し、必要な資金の融通及びあつせんその他資金の確保に努めなければならない。

(減価償却の特例)

第十八条 振興地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該振興地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建築した機械及び装置並びに工

場用の建物については、租税特別措置法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第十九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、振興地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課せなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定めるときは、国は、当該減収額に相当する金額を当該地方公共団体に對し交付する。

2 前項の規定による交付に關し必要な事項は、政令で定める。

(農業転換者に対する措置)

第二十条 政府は、振興地域内において鉱工業に従事していた者が実施計画にそつて農業に転換する場合に、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第一条に規定する資金の貸付けについては、優先的に取り扱うよう配慮しなければならない。

第三章 産炭地域振興審議会
(産炭地域振興審議会)

第二十一条 総理府に、産炭地域振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、関係各大臣の諮問に應じ、産炭地域の振興に關する重要事項を調査審議する。

第二十二条 審議会は、委員五十人以上で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。会長は、会務を総理する。

5 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関及び関係地方公共団体の職員並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第二十三条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに當る。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることが出来る。

第二十四条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、総理府令で定める。

める。

第四章 産炭地域振興公団

第一節 通則

(公団の目的)

第二十五条 産炭地域振興公団は、通商産業大臣の定める実施計画に基づいて、振興地域内の産業の開発を促進するために必要な土地の確保及び産業関連施設の整備等に關する事業を行なうことを目的とする。

(法人格)

第二十六条 産炭地域振興公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

(事務所)

第二十七条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第二十八条 公団の資本金は、五十億円とし、政府がその全額を出資するものとする。

(登記)

第二十九条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称使用の制限)

第三十条 公団でない者は、産炭地域振興公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第三十一条 民法（明治二十九年法

律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、公団について準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第三十二条 公団に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第三十三条 理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその業務を行なう。

3 監事は、公団の業務を監査する。

(役員の任命)

第三十四条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、理事長が通商産業大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第三十五条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格事項)

第三十六条 次の各号の一に該當する者は、役員となることができない。

一 国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く）、地方公共団体の議会の議員又は地方公

其団体の長若しくは常勤の職員
二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。）

三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。）
第三十七條 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
（役員兼任禁止）
第三十八條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
（代表権の制限）
第三十九條 公団と理事長との利益

が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。
（代理人の選任）
第四十條 理事長は、理事又は公団の職員のうちから、その業務の一部に關し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする權利を有する代理人を選任することができる。
（職員の任命）
第四十一條 公団の職員は、理事長が任命する。
（役員及び職員の公務員たる性質）
第四十二條 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務
（業務の範圍）
第四十三條 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。
一 振興地域内の産業の開発を促進するために必要な用地の造成、取得、譲渡及び貸付けその他の管理を行なうこと。
二 工業用水道及び運輸施設その他産業関連施設を整備し、及び管理すること。
三 低品位炭による発電施設及びこれに附帯する送電変電施設の整備を行なうこと。
四 振興地域内において雇用の増大に資する諸事業の経営又はこれらに対する投資その他の助成を行なうこと。
五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

（業務方法書）
第四十四條 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。
第四節 財務及び会計
（事業年度）
第四十五條 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
（予算等の認可）
第四十六條 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）
第四十七條 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日まで（財務諸表）
第四十八條 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完了後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
2 公団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

3 公団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。
（利益及び損失の処理）
第四十九條 公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
（借入金及び産炭地域振興債券）
第五十條 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は産炭地域振興債券（以下「債券」という。）を発行することができる。
2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける權利を有する。
5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。
（政府からの貸付け等）
第五十一條 政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は債権の引受けをすることができ。

（債務保証）
第五十二條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範圍内において、債券に係る債務について保証することができ。
（償還計画）
第五十三條 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
（余剰金の運用）
第五十四條 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。
一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行への預金又は郵便貯金

の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
6 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。
（政府からの貸付け等）
第五十一條 政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は債権の引受けをすることができ。

（債務保証）
第五十二條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範圍内において、債券に係る債務について保証することができ。
（償還計画）
第五十三條 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。
（余剰金の運用）
第五十四條 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。
一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行への預金又は郵便貯金

の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
6 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。
（政府からの貸付け等）
第五十一條 政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は債権の引受けをすることができ。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第五十五条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

(通商産業省令への委任)
第五十六条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節 監督
第五十七條 公団は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第五十八條 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(解散)
第六節 雜則

第五十九條 公団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第六十條 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四十四条第一項、第四十六条、第五十条第一項、第二項ただし書若しくは第六項又は第五十三条の規定による認可をしようとするとき。

二 第四十四条第二項又は第五十六条の規定により通商産業省令を定めようとするとき。

三 第四十八條第一項又は第五十五条の規定による承認をしようとするとき。

四 第五十四條第一号の規定による指定をしようとするとき。

第五章 罰則

第六十一條 第九條の規定に違反して第八條第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十二條 第五十八條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは隠蔽した場合に於て、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第六十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第六十一條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同條の刑を科する。

第六十四條 次の各号の一に該當する場合に於ては、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十九條第一項の規定による政令に違反して登記することゝしたとき。

三 第四十三條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第五十四條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第五十七條第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第六十五條 第三十條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(廃止)
第二條 この法律は、施行の日から起算して十年を超えない範囲内において、廃止するものとする。

(公団の設立)
第三條 通商産業大臣は、公団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公団の設立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第四條 通商産業大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対して出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五條 附則第三條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前條第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)
第六條 公団の資本金は、昭和三十六年度においては、第二十八條の規定にかかわらず、十億円とする。

第七條 この法律の施行の際に現に産炭地域振興公団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第三十條の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

第八條 公団の最初の事業年度は、第四十五條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十三年三月三十一日に終わるものとする。

第九條 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十六條中「事業年度開始前」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)
第十條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第十三條の見出し中「低開墾地域」を「低開墾地域等」に改め、同條第一項中「指定された地区」の下に「又は産炭地域の振興に關する臨時措置法(昭和三十六年法律第号)第三條第一項の規定により振興地域として指定された地域」を加える。

第四十五條の見出し中「低開墾地域」を「低開墾地域等」に改め、同條第一項中「指定された地区」の下に「又は産炭地域の振興に關する臨時措置法第三條第一項の規定により振興地域として指定された地域」を加える。

(国有財産特別措置法の一部改正)
第十一條 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

国有財産特別措置法第二條第二項中「前項」を「前二項」に、「国有財産特別措置法第二條第一項」を「国有財産特別措置法第二條第一項又は第二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 普通財産は、産炭地域振興公団において産炭地域の振興に關する臨時措置法(昭和三十六年法律第号)第四十三條第二号に掲げる産業関連施設とし

て公共の用に供するときは、これに無償で貸し付けることができる。

第三条第一項に次の一号を加える。

五 産炭地域振興公団において産炭地域の振興に関する臨時措置法第四十三条第一号に掲げる業務の用に供するとき。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の二項を加える。

5 企業局に、産炭地域振興公団監理官一人を置く。

6 産炭地域振興公団監理官は、命を受けて、第九条第十一号の三に規定する事務を行なう。

産炭地域振興審議会

産炭地域の振興に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第三十六号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十四条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「特定船舶整備公団」の下に、「産炭地域振興公団」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十五条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の十の次に次の一号を加える。

四の十一 産炭地域振興公団(法人税法の一部改正)

第九条中第十一号の二を第十一号の四とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二 産炭地域の振興に関すること。

十一の三 産炭地域振興公団に関すること。

第二十五条第一項の表中産炭地域振興審議会の項を削る。

第二十七条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 産炭地域の振興に関すること。

(総理府設置法の一部改正)

第十三条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条中離島振興対策審議会の項の次に次のように加える。

第十八条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ五ノ八の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ九 産炭地域振興公団ノ発スル証書、帳簿

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「特定船舶整備公団」の下に、「産炭地域振興公団」を加える。

第七十三条の四第一項第一号中「南九州防災官公団」の下に、「産炭地域振興公団」を加える。

五月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、機械類賦払信用保険臨時措置法案(予備審査のための付託は二月二十四日)

五月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、国内石油資源開発に関する国家政策確立の請願(第二二〇九号)

一、石炭政策に関する請願(第二二二八号)

第二二〇九号 昭和三十六年四月二十七日受理

国内石油資源開発に関する国家政策確立の請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ六全国石油鉱業労働組合内 伊藤誠光

紹介議員 吉田 法晴君

国内石油資源開発の重要性にかんが

み、これが国家政策として、(一)石油と天然ガスの探鉱活動を一本化して、完全な国家機構の組織的な長期計画に基づき探鉱作業を行なうこと、(二)第二次石油及び天然ガス資源開発五箇年計画を早急に樹立すること、(三)石油関税を二十パーセントに引き上げ、貿易自由化に伴い、その影響下におかれる地下資源産業を保護育成し、価格の安定を図るとともに、その財源をもつて、石油及び天然ガスの探鉱費はもちろん、広く地下エネルギー資源の探鉱、合理化費用に充当することを目的とし石油の関税率を再検討すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二二二八号 昭和三十六年四月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡稲築町新山野第一坑栄町三恒

任職外二千三百十一名

紹介議員 阿部 竹松君

炭鉱地帯は、失業者が増加し、関連産業の中小企業は衰退して、市町村をはじめ県の財政まで苦しくなり大きな社会問題となつてゐるから、石炭産業の対策として、(一)炭鉱地帯の産業の振興、(二)失業者の就職あつせん、(三)職業訓練、(四)失業手当の増額給付と期間の延長、(五)住宅の保障、(六)輸入燃料の関税引上げ、(七)最低賃金制の制定等を実現せられたいとの請願。

第九部 商工委員会會議録第二十三号

昭和三十六年五月十六日【参議院】

一三

昭和三十六年五月二十三日印刷

昭和三十六年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局